

(別紙)

※ 赤文字は前回要望調査要領からの変更点です

農業支援サービス事業緊急拡大支援対策のうち、スマート農業機械等 導入支援（地域型サービス支援タイプ）（第2次）要望調査要領

1 提出書類

- (1) 事業実施計画（様式8-1）
- (2) 農業支援サービス事業利用者一覧（様式8-2）
- (3) 事業実施体制に係る書類（様式8-3）
- (4) 提出資料チェックシート（様式8-4）
- (5) 様式に記載された提出すべき資料
 - ① サービスの提供範囲が分かる資料（地図等）（様式8-1の3関係）
 - ② 農業支援サービスを活用する経営体数の現状値が分かる資料（資料8-1の4関係）
 - ③ 導入する機械の見積書及び性能が分かるもの（資料8-1の7関係）
 - ④ サービスを利用する農業者等との契約内容が分かる資料（資料8-2関係）
 - ⑤ 上記のほか、計画の認定を受けている場合はそれを証する書類（資料8-1の8及び9関係）等、事業計画の内容を補足する資料

2 提出期限・提出先

令和6年4月17日（水）までに「ynshotoku@pref.yamagata.jp」あて送付

3 提出方法

1の(5)に示した挙証資料以外はExcelファイルにより、挙証資料は原則としてPDFファイルにより電子メールでお送りください。

4 留意事項

- (1) 本要望調査では令和6年度内に事業完了（機械等の納品）するもののみが対象となります。
- (2) 本事業以外の国庫補助事業で整備する機械等は助成対象外のため、要望提出に当たっては、他の国庫補助事業と重複しないよう御留意ください。
- (3) 本事業では、事業実施主体がサービス提供に必要な機械の導入支援を行うこととしており、事業実施主体が所有する農地等において、導入した機械を使用することは目的外使用にあたります。
- (4) 本県に事業所を有する組織であっても、本県以外のみでサービス提供を行う場合は、サービスを行う都道府県で申請手続きを行ってください。また、本県のみならず他県でもサービス提供を行う計画は、「広域型サービス支援タイプ」に該当する場合があります。
- (5) その他、事業の詳細については、令和6年3月に農産局農産政策部技術普及課が作成した資料を御確認ください。